

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて（意見）

平成 24 年 12 月 4 日

健康保険組合連合会

理事 高智 英太郎

1. 実態調査を含む消費税率引上げへの対応について

○「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律」では、高額投資に関して、「医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し～」と規定しており、医療と介護を同様に取り扱うとする記述はどこにも見あたらない。この点を踏まえると、介護給付費分科会介護事業経営調査委員会において先行する形で、高額投資の実態調査の議論が進められていることには違和感を禁じ得ない。

○本年、9月7日の「調査委員会」では、中医協における消費税負担に関する議論の動向を踏まえながら、介護においても医療と同様の調査を行うことについて議論が行われた。しかしながら、同日の介護給付費分科会では、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る検討の進め方は「報告事項」として取り扱われたに過ぎず、介護給付費分科会での実質的な議論は、まったく行われていない。

○したがって、介護給付費分科会において、介護保険における消費税課税の実態調査の進め方や方法を含め、介護報酬における消費税引上げへの対応等についての議論を進める必要がある。

2. 次期介護報酬改定について

○現在、第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料が設定されているが、同期の保険料については消費税率引上げの影響は加味されていない。そのため、平成26年度に介護報酬を通じて消費税率引上げに係る対応を行えば、保険料の再設定が必要となる。加えて27年度には、3年に一度の通常の介護報酬改定が行われることから、2年連続で保険料見直しの対応が求められることとなる。こうした保険者の負担回避も考慮すべく、次期介護報酬改定の実施時期について検討を開始すべきである。